

有料老人ホーム等に係る留意事項について

● 「京都市有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅設置運営基準指針」の改正（令和３年７月１日）内容のうち、経過措置期間が終了したもの【要対応】

- (1) 令和３年９月３０日まで
事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者を置くこと（基準指針１２（８）エ）
- (2) 令和６年３月３１日まで
 - ア 認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること（基準指針７（２）イ）
（新規採用職員は、猶予期間１年間）
 - イ 業務継続計画の策定について（基準指針８（５））
 - ウ 衛生管理等について（基準指針８（７））
 - エ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催等について（基準指針９（４）イからエ）

有料老人ホーム等に係る留意事項について

● 定期報告について（7月頃照会予定）について

毎年度、有料老人ホーム情報の報告を求めています。

（老人福祉法第29条第9項、「有料老人ホーム設置者等からの報告の徴収について」
（平成30年3月30日付け老高発0330第3号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知））

提出期限に
ご注意を！

- ・ 重要事項説明書（7月1日付のもの）【重説は市HPで公開】
- ・ 決算書・財務諸表（貸借対照表，損益計算書等）
- ・ 施設の単年度収支が分かるもの
- ・ （赤字の場合）収支赤字理由
- ・ 運営懇談会の開催状況報告書（令和5年度実施分）
- ・ 介護サービス情報公表システムに係る追加・修正

今年度から
実施

介護サービス情報公表システムで有料老人ホームを掲載・検索できる機能が追加されています。以下のホームページを参照し、本市に様式を提出してください。



URL：

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000241189.html>

有料老人ホーム等に係る留意事項について

● 有料老人ホーム等における災害時情報共有システムの登録について

災害時における高齢者施設・事業所の被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した介護施設等への迅速かつ適切な支援につなげるため、介護サービス情報公表システムに災害時情報共有機能が追加。

有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅については、（介護予防）特定施設入居者生活介護や地域密着型特定施設入居者生活介護の指定の有無に関わらず、システムにログインする際に必要な被災確認対象事業所番号及び初期パスワードを、令和5年7月28日付けで発行し、郵送にて通知済。

**まだの施設は
速やかに提出を**

システムへの登録に当たっては、【被災確認計画様式エクセル】をメール（cyoujyu@city.kyoto.lg.jp）で提出してください。



詳しくは、下記のURLより御確認ください。

URL :

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000316232.html>